公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和30年岩手県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (公印の使用) (公印の使用) 第6条 公印(出納員の公印を除く。)を使用しようとすると 第6条 公印(出納員の公印を除く。)を使用しようとすると きは、押印しようとする行政文書(以下「行政文書」という きは、押印しようとする行政文書(以下「行政文書」という 。)を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければな 。) 及び決裁を完了した回議案(以下「原議」という。) を らない。 提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない 2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該行政文書 2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、行政文書と原 に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする 議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用 を承認するものとする。 (公印の廃止及び廃棄) (公印の廃止及び廃棄) 第9条 「略] 第9条 [略] 2 廃止したため不用となった公印 (以下「旧公印」という。 2 廃止したため不用となった公印は、会計規則(平成4年岩 ) は、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に定める手続 手県規則第21号) に定める手続を経て廃棄しなければならな を経て廃棄しなければならない。 V, 別表(第2条、第8条関係) 別表 (第2条関係) 公 印 公 印 大きさ(ミリメー 管守機関 備考 大きさ(ミリメー 管守機関 備考 ひな形 種 類 ひな型 種 類 トル) トル)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

[略]

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。